

**2016 春季生活闘争
第4回中央闘争委員会 確認事項**

連合は本日、2016 春季生活闘争の第4回中央闘争委員会を開催し、中核組合の交渉状況を把握し、今後の交渉に臨む基本態度を以下のとおり確認した。

- 1 構成組織・単組は、取り組み方針を決定し、要求提出・交渉に入っている。2月29日10時時点で4,734組合が要求済みであり（昨年同時期比230組合増）、その内訳は以下の通りである：
 - ① 平均賃金方式で月例賃金引き上げの要求を掲げ交渉を展開している組合は2,375組合であり、昨年同時期比301組合の増加である。
うち300人未満の中小組合は1,515組合であり、同85組合増である。
 - ② 非正規労働者の時給改善や、均等・均衡待遇に関する取り組みも進められており、正規・非正規を問わず同時決着に向けた交渉が進められている。
 - ③ 企業内最低賃金協定の適用範囲の拡大や水準の引き上げに取り組む構成組織が増加している。
- 2 これまでの交渉で経営側は、経済の好循環実現に向けた社会的な要請については理解を示しているが、経営環境の先行きに不透明感が増していること、足下で収益改善にかけりが見られること、過去2年間の賃上げもあり賃金水準は相応な水準となっていること、などを理由に賃上げに対しては厳しい態度を示している。
- 3 すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現のため、連合・構成組織・地方連合会・単組が連携を強め、以下の点を強く主張し、要求趣旨に沿った回答を引き出すべく、強力に交渉を展開していくこととする。
 - ① 「デフレからの脱却」と「日本経済の好循環実現」に向けた社会的責任と役割を果たすうえでも、月例賃金の継続的な引き上げにより、個人消費を喚起することが必要である。超少子高齢化・人口減少、労働力不足という構造問題を抱える中で、人材育成と働く者のモチベーションを高めることは、企業・産業の存続と発展のため、ひいては日本経済の成長のためにも不可欠である。
 - ② 雇用形態の違いのみを理由として、労働条件などに不合理な差異を設けることは許されない。非正規労働者の雇用の安定と処遇改善は、自社の存続と競争力強化のために不可欠である。
 - ③ 日本企業の99.7%、従業員数の70%を占める中小企業で働く仲間の処遇改善を欠いては、日本経済の成長はおぼつかない。サプライチェーン全体が生み出した付加価値が、生み出した労働者のもとへ適正に分配されなければ、好循環は実現しない。
- 4 連合はとりわけ、以下に取り組む：
 - ① 今次闘争において「底上げ・底支え」「格差是正」を実現するために、中小

企業労働者と非正規労働者の処遇改善をめざし、関係団体との協議・連携や省庁への要請を実施する。

中小企業 2 万社を対象に、取引関係の状況等についてのアンケート調査を 2015 年 10 月に実施した。2016 年 1 月までに寄せられた回答を分析した結果、「価格・単価引き下げの要請があったとする回答が半数を超える」「仕入れ価格上昇分を転嫁できていないとする回答は 3 割を超える」などが判明した。協議・連携や要請では、この結果を活用して公正取引の実現をめざす。また、中小企業で働く労働者・中小経営者支援の一環として集中労働相談ダイヤル（電話相談）を実施する。

- ② すべての働く者の処遇を「底上げ・底支え」するため、全都道府県における「地域フォーラム」の開催をめざし、また「クラシノソコアゲ応援団！ 2016 RENGOKAMPAIN」第 2 ゾーンの行動とも連動させて、今こそ労使が社会的な役割を果たすべきであることを広く社会に対して主張していく。
- ③ 厚生労働省が 2015 年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督結果によれば、監督実施対象 5,031 事業所のうち、違法な時間外労働があったのが 2,311 事業所（45.9%）、賃金不払残業は 509 事業所（10.1%）で認められた。「2016 春季生活闘争 職場点検活動のポイント」などの活用促進によりコンプライアンス向上や時短の取り組みを進めることはもとより、超少子高齢化・人口減社会における働き方と処遇のあり方について検討を深めていく。

- 5 働く者の「総合生活改善」のためには、政策による雇用の安定と質の向上や、社会的セーフティネットの強化による現在と将来への不安解消など、国民生活全体の底上げを行うことが不可欠である。春季生活闘争の「運動の両輪」である「政策制度実現の取り組み」を強力に進めるため、第 190 通常国会における「最重点法案」に位置づけた 7 法案を中心に、政策・制度実現の取り組みを社会的に広がりのある運動として展開する。

以 上

○当面の日程

1. 機関会議

2016年 3月 3日	第4回中央闘争委員会（第6回中央執行委員会後）
4月 1日	第4回中小労働委員会（中小共闘センター）
12日	第5回戦術委員会（第9回三役会後）
14日	第5回中央闘争委員会（第7回中央執行委員会）

2. 諸行動

2016年 3月 3日	2016春季生活闘争 政策制度要求実現3・3中央集会
8日	2016春季生活闘争 3.8国際女性デー全国統一行動・中央集会
3月上旬	「中小企業における取引関係に関するアンケート調査結果（中間報告）」に基づく省庁要請
9日	中小企業家同友会全国協議会との懇談会
3月中旬	全国中小企業団体中央会との懇談会
14-18日	第1先行組合回答ゾーン（ヤマ場：3月16日）
15日	日本人材派遣協会との懇談会 日本生産技能労務協会との懇談会
17-24日	「クラシノソコアゲ応援団！ 2016 RENGOKAMPEN」第2街宣週間
18日	第2回中小共闘担当者会議
22-25日	第2先行組合回答ゾーン
25日	第3回中小共闘担当者会議
26-31日	中堅・中小集中回答ゾーン
4月 1日	2016春季生活闘争・すべての働く者の底上げ総決起集会（共闘推進集会）
4-6日	中小企業で働く労働者・中小経営者のための集中労働相談ダイヤル（電話相談）
4-6日	各共闘連絡会議第2回書記長・事務局長会議

○添付資料

- 2016 春季生活闘争 要求集計結果
- 2015 年 10 月中小企業における取引関係に関するアンケート調査結果（中間報告）
- 「中小企業で働く労働者・中小経営者のための集中労働相談ダイヤル」の実施について